

令和8年度三島市自治会連合会事業計画

三島市自治会連合会は、三島市内の自治会・町内会活動の充実・発展を図り、地域住民の福祉の向上と豊かでウェルビーイングな地域づくりを推進するため、次の活動を行う。

1 単位自治会・地区連合会の援助育成活動

- (1) 市内6地区連合会の運営・活動を援助する。
- (2) 自治会・町内会活動で発生した事故に対処する自治会活動保険への加入促進を図るとともに、保険料の一部を負担する。
- (3) 表彰規程により連合会役員及び自治会・町内会長並びに自治会・町内会が実施した他の自治会・町内会活動の参考となる事業を表彰する。
- (4) 各地区連合会が行う地域コミュニティ活性化事業に対して、支援及び補助を行う。
- (5) 自治会・町内会の地域活動に必要な備品の貸し出しを行う。
- (6) 地域で活躍する人を表彰する「自治会・町内会の輝く人材表彰」を行う。
- (7) 自治会連合会未加入自治会への加入促進を行う。
- (8) 自治会・町内会活動に有益な情報を発信する。
- (9) 自治会・町内会活動アンケート（偶数年）を実施し、その結果を自治会・町内会へ配布するとともに、自治会連合会ホームページに掲載する。

2 研修会・視察研修・意見交換会の実施

- (1) 全自治会・町内会長を対象とした研修会・交流会を実施する。
- (2) 理事を対象とした視察研修会を実施する。
- (3) 市と共催する「自治会・町内会円卓トーク」に協力する。
- (4) 他の団体との意見交換会を必要に応じて実施する。

3 防災に関する取り組み

- (1) 南海・東南海・東海地震などの大災害の発生に際し被害を最小限にとどめるため、近年起こった災害を教訓として、防災に関する取り組みを重点的に行う。
- (2) 各自治会・町内会の自主防災組織の充実や住民の防災意識高揚を図るための支援を行う。防災訓練については、特に中学生・高校生の参加を呼

びかける。

- (3) 三島市総合防災訓練に協力する。
- (4) 避難所単位の防災訓練の実施を推進する。
- (5) 避難行動要支援者制度については、各自治会・町内会で取り組むよう呼びかける。

4 青少年の健全育成の推進

- (1) 青少年の健全育成組織の充実を図り、地域における青少年の学習活動・グループ活動・スポーツ活動等の普及・促進を図る。
- (2) 三島市青少年健全育成事業交付金を活用し、各地区で青少年健全育成事業を行う。
- (3) あいさつ運動、青少年健全育成セミナー等の行事に協力・参加する。
- (4) 「子どもは地域の宝事業」に協力し、各自治会・町内会でお祝い会等を開催し、子育て支援活動を行うよう呼びかける。

5 社会福祉の向上を図る活動

- (1) 社会福祉協議会（理事、評議員）に参加し、その活動に協力する。
- (2) 赤十字活動・共同募金・歳末助け合い・社会を明るくする運動等に参加・協力する。
- (3) 各地区で行われる敬老大会の在り方について、検討する。
- (4) 高齢者の地域活動参画を推進するとともに、地域での見守り・声掛けを推進する。
- (5) 三島市自治会連合会及び地区連合会として、ふれあいまつりに出店し、活動のPRをするとともに、人と福祉をつなげるイベントに協力する。

6 地域の環境整備及び環境衛生の普及・推進

- (1) 良好な地域環境を維持・進展していくため、少量排出事業者への注意喚起、ごみの分別収集・リサイクルや減量化、省エネルギーなど、地球温暖化防止のための取り組みを地域ぐるみで推進する。
- (2) 環境美化推進事業に参加し、町内清掃・害虫駆除・花壇づくり等、住みよいまちづくりを推進する。
- (3) 緑化運動推進協議会の活動に参加・協力する。

7 安全を守る活動

- (1) 防犯、交通安全の課題解決について三島警察署と協議する。
- (2) 防犯意識の高揚と犯罪のないまちづくりを推進する。「三島市犯罪ゼロ

- の日」の取り組みに協力する。（3月10日）
- (3) 三島警察署と協力し、暴力団追放推進協議会の活動を推進する。
 - (4) 防犯パトロールやスクールガードなど、各地区で防犯活動に取り組む。
 - (5) 交通事故撲滅市民の会の事業に参加し、交通安全に関する各種の取り組みを実施する。（年4回の交通安全運動に参加）

8 文化・体育の向上などを図る活動

- (1) 地域ぐるみで、文化・体育活動の推進に努める。
（地域の祭りや校区の運動会等に参加）
- (2) 住民の健康増進に向けた取り組みを推進する。
- (3) 三嶋大祭り（8月15日・16日・17日）で、当番町の曳き回し山車運行を始め、据置き山車や、地域山車、子供山車等の運営を実施する。
また、8月15日に三嶋大社にて芸能殿シャギリを開催する。
- (4) 三嶋大祭り絵画コンクールを実施する。
- (5) 道路使用許可申請書及び踏切通過許可申請書の統一様式を作成する。

9 デジタル化を推進する活動

- (1) 自治会連合会のホームページの周知及び充実を図る。
- (2) 市が主催する自治会・町内会デジタル講習会に協力する。
- (3) 他の参考となる活動を実施する自治会・町内会を自治会連合会のホームページで発信する。
- (4) 自治会連合会所有のポケットWi-Fi（1台）を単位自治会・町内会によるデジタル化推進のための活動の際に、貸出しを行う。
- (5) LINEやメールを活用した情報発信を推進する。

10 その他

- (1) 自治会連合会や地区連合会の実施事業の説明・報告及び自治会活動へ市民の理解を深めるため「自治会広報」を発行する。（3月）
- (2) 自治会・町内会加入促進チラシの活用支援を行う。
- (3) 市（行政）が主催する各種会議、各種審議会等へ参加する。
- (4) 明るい選挙推進協議会に参加し、その活動を推進する。
- (5) 活動の計画、実行に当たっては、世代間の交流促進や男女共同参画の視点をもって取り組む。
- (6) 公益財団法人あしたの日本を創る協会の自治会町内会講座に参加する。
- (7) 全国自治会連合会、中部自治会連絡協議会、静岡県自治会連合会の各種行事に参加協力する。

- (8) 静岡県自治会連合会東部支部の支部長を三島市自治会連合会長が務め、加入市町と共に東部支部の行事を開催する。
- (9) 地域の課題を共有するため、市（行政）と綿密な連絡を取る。
- (10) 三島市自治会連合会創立 70 周年記念（令和 9 年度）に向けての準備を進める。